

議案第14号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中

4万3,000円	を	4万3,000円	に改める。
3万9,000円		3万9,000円	
3万6,000円		3万6,000円	

「 月額報酬の額か、としの額を、と等最の適化実予内定額報酬の推しにの範囲が月ほ報酬農地の用の績算でめる

別表就学支援委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	委員	年額	1万2,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円
---------	----	----	----------	--------	------------------------	----	--------	----------

別表学校医の項中「21万1,000円」を「21万5,000円」に、「170円」を「173円」に、「1万6,000円」を「1万6,300円」に、「9,100円」を「9,300円」に改め、同表学校歯科医の項中「21万1,000円」を「21万5,000円」に、「170円」を「173円」に改め、同表学校薬剤師の項中「12万8,000円」を「13万1,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表農業委員会の項、学校医の項、学校歯科医の項及び学校薬剤師の項の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。

平成31年2月22日提出

朝霞市長 富岡 勝則